



広報こじい

7月

(No.136)

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) T E L (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社

運動会 それ、大きく手を広げて



町の人口		
住民基本台帳人口 (5月末日現在)		
世帯数	3,110戸	+ 4
人口	13,779人	+ 9
内訳	男 6,712人	+ 7
	女 7,067人	+ 2

前月比
▲ + 4
▲ + 9
▲ + 7
▲ + 2

日まで

- ▼ 越路町総合福祉センター完成
- ▼ 消防隊員合宿訓練
- ▼ 第二回議会定例会
- ▼ 季節出稼者出稼前の総合検診
- ▼ 発生しやすい食中毒に注意
- ▼ 所得税の予定納税は七月三十日まで

今月の主な内容

家中にとじこもりがちな子供達が今日は一日中家族や友達の声援を受けて広いグラウンドを走る。日ごろあまりスポーツに親しむ機会が少ないわれわれである。この機会に日常生活の身近な場所で自分の体力に合ったスポーツにより運動不足を解消し体を鍛いたいものです。

写真は、六月十三日に行われた岩塚小学校運動会

梅雨の晴れ間をついて

お し か せ

7月 広報カレンダー

1 仏 木滅	防火デー	17 土	
2 大 金安		18 日	
3 土		19 仏 月滅	
4 日	消防団総合演習 (8:00~3:30越小)	20 大 火安	心配ごと相談 (1:00~4:00役場)
5 月		21 水	高令者職業紹介 (1:30~4:00役場) 行政相談 (9:00~2:00役場)
6 火	心配ごと相談 (1:00~4:00役場)	22 木	
7 仏 水滅		23 金	
8 大 木安		24 土	
9 金		25 仏 日滅	
10 土		26 大 月安	胃ガン検診 (8:30~10:30岩塚小) 胃ガン検診 (8:30~10:30岩塚小)
11 日		27 火	心配ごと相談 (1:00~4:00役場) 妊産婦検診 (2:00~3:30役場)
12 月		28 水	季節出稼者検診 (9:00~3:00塙山小) 胃ガン検診 (8:30~10:30石津保育所)
13 仏 火滅	心配ごと相談 (1:00~4:00役場)	29 木	胃ガン検診 (8:30~10:00浦保育所)
14 大 水安		30 仏 金滅	胃ガン検診 (8:30~10:30西野区)
15 木	献血 (9:30~3:00岩塚小)	31 大 土安	胃ガン検診 (8:30~10:30役場)
16 金	季節出稼者検診 (9:00~3:00浦区)		

受験資格 昭和五十二年四月一日現在で二十歳以上二十八歳未満の男子で大学卒業者又は、昭和五十二年三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者へ振込みました。
受付期間 七月一日から七月三十一日詳しいことは警察署、駐在所へお問い合わせ下さい。
児童手当金受給者へ 児童手当金を各金融機関の口座へ振込みました。

新潟県

警察官A(大卒者)

募集

今月の納税 **固定資産税** **国民年金** 7月26日です

交通量調査

長生橋交通止めから

越路橋車増

総合福祉セ

施設のあらまし

施設名	広さ	収容人目	附記
ロビー	100	人	テーブルとゆったりとした椅子があり、くつろいだ気持で談話や休息ができます。
図書室	91	42	読書や学習の場に利用できます。
会議室	116	50	落着いたふんい氣で会議ができます。
相談室	15	6	各種カウンセリングの場に使用します。
団体事務室	17	10	青年団体、婦人団体の団体用務に使用できます。
研修室	41	18	研修会や各種のグループ活動の場に利用できます。
事務室	41		教育委員会事務局及び、センターの受付事務室です。
老人憩いの間	36 (0畳)	30	和室で、テレビや囲碁、将棋が備えてあり、くつろげる部屋になっています。また、浴室が向いにありますので入浴に便利です。
母子相談室	36 (1畳)	30	保健衛生指導会及び、和式の会議研修に利用できます。
子供遊び室	73 (40畳)	50	テレビが備えてあり、ビデオテープによる子供向のテレビ番組が再放送できます。和式の中人会議もできます。
調理実習室	48	30	料理講習の場として、食生活の実技講習ができます。
茶室	14 (8畳)	6	茶の湯講習や少人数の会議ができます。
浴室 (2室)	24	15	老人憩いの間の向いで、大、小2室の浴室が週2回利用できます。(老人、身障者を原則とする。)また、浴室の隣りは娯楽コーナーでマッサージ器が備えてあり自由に使用できます。
レクリエーション室ステージ	181 (32)	150	各種の発表会、討論会など多人数の集会や会議ができ映写設備もあります。また、簡単な体育もできます。
会議室	91	50	中人会議に利用できます。

長生橋が六月一日から五ヶ月間の療養生活に入ったため越路橋の交通量が日に日に多くなり、通勤ラッシュ時には一五キロメートルにも渋滞が続いています。“急速に事故がまつ”ドライバーの皆さんとともに歩行の方々も充分注意して交通死亡事故○運動二百六十一日を迎えた今日、一千日運動達成に協力願います。そこで五月三十一日前七時五時まで交通量調査と同時にドライバーのマナー等を参考にされた。月雨の中で越路橋交通量調査を実施、五十嵐県議も自ら参画、夕方調査結果は、普通車が最も多く

越路橋が交通止めされた六月一日越路橋通過車輛が三十三パーセント増の八千八十台、二千台増となりますが、今後ドライバーの道選択により一万台になる可能性がありますので、交通事故があわないよう互に未然防止にご努力願います。

越路町役場電話番号

6月28日から役場の電話番号が次のとおり変更になりました。

課名等	電話番号
町長、助役 収入役(会計) 総務課	市外局番(02589) 2-3111
税務課、企画開発課	2-3112
農林課、農業委員会	2-3113
町民課、福祉課	2-3108
土木課	2-3110
議会事務局	2-3109
企業課(ガス供給所)	2-2246
教育委員会	2-4655
総合福祉センター	2-4656

電話番号の変更

館します。また、学習や対話がいつもできついただけます。その他の部屋(施設)は使用申込み書によって利用する日時を申し出て使つていただることになります。

福祉センターは、みなさん自身の施設で利用いただきための施設で利用者自身の「セルフサービス」となります。そのため次のことは必ず守つていただきます。

- ①会場の準備、後仕事などすべて利用者自身でやつていただくことになります。
- ②使用後は次の使用者のために念入りに清掃、整頓を行つていただきます。
- ③飲食器、湯茶器、灰皿などは洗浄後からふきをし、完全に水気を切つてからもとの場所にきちんと返していただきます。
- ④秩序を守り他人に迷惑をかけないようお互に心がけてください。

消防幹部合宿分団演習実施



センター完成

越路町総合福祉センターは、鉄筋コンクリート三階建一、三二六平方メートルで、外観はクリーミーとイングのソートンカラードです。

この施設は、住民福祉の増進と教育文化の向上を図るために建てられたもので、全館冷暖房が完備しています。気軽に話し合いができるロビーや学習のための図書室、調理実習室があり、浴室は大・小二室で入浴後には自由に使えるマッサージ器が備えています。そのほか、研修室や会議室があり

休館日は、年末年始の十二月二十八日から翌年の一月四日まで及び毎週月曜日と第三日曜日(家庭の日)です。

開館時間
開館は午前八時三十分、閉館は午後四時三十分です。

その他特別の事情で夜間使用をする場合は午後十時までになります。

(図書室・ロビーを除く)



指揮者の号令に身も心もひきしまる一瞬

請書を福祉センター長を通じ町長に提出します。なお、使用変更または取消をする場合は「三日」前に申請書を提出してください。使用目的など貸出し条件に合つた団体には、使用許可通知書をお届けします。飲食だけを目的とした福祉センターの使用は認められません。

図書室とロビーはだれでも自由に使用できますが、他の人に迷惑にならないよう注意してください。

図書室・ロビーを除く)は、使用する場合(図書室・ロビーを除く)は、使用する日(「七日」)前までに使用申請

一、老人クラブなど町内福祉関係団体。
二、町及び町内公共関係団体
三、青年会、婦人会など町内社
会教育関係団体
四、町内教育関係団体
五、その他特に町長が認めた場合

8月8日投票日

農業委員選挙

7月
(特集号)

9月7日で任期満了となる農業委員会委員の改選は、6月29日開催の選挙管理委員会で、8月1日告示、8月8日が投票日となりました。農業委員会は、農地利用の調整、自作農維持、その他農業全般にわたる問題を農民の創意と努力によって解決していくため「農業委員会等に関する法律」にもとづいて設けられた行政機関です。現在農業をとりまく諸情勢は、極めて厳しいものがありますが、地域農業の発展と農民の利益を守るためにも農業委員会の果す役割は重大であります。こうしたなかで行われる今回の選挙は、重要な意義をもっていますが、明るく、正しい選挙が行われるよう皆さんのご協力をお願いいたします。

選挙の日程

八月一日	選挙期日の告示
八月二日	立候補届の受付開始
八月五日	不在者投票の開始
八月七日	開票立会人の届出期限
八月八日	不在者投票の最終日
	投票日
	即日開票（選挙会）

選挙権及び被選挙権

越路町に住所を有する次の者で年令が満二十才以上のものは、選挙権及び被選挙権があります。

なお、年令の算定は、選挙権については選挙人名簿確定の日（本年三月三十一日）、被選挙権については選挙の期日（八月八日）を基準にして計算されます。

1十アール以上の農地について耕作の業務を営んでいる者。
2前者と同居の親族または配偶者で、その耕作に従事する日数が年間ほぼ六十日以上の者。
3十アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員（耕作従事日数が年間ほぼ六十日以上の者）

選挙会の開催

立候補予定者のために届出

手続等の説明会を次のとおり

開催いたします。

日時 七月二十七日（火）午後一時三十分から

立候補できる者

前記の農業委員会委員の被選挙権を有する者は、立候補することができます。しかし被選挙権を有する者でも、選挙管理委員会の委員や投票管理者その他法律で禁止されている者は、立候補することができません。くわしくは選挙管理委員会に問い合わせてください。

選挙運動ができる期間は、立候補届出が有効に受理されてから投票日までの二日間になります。

立候補の届出期間

立候補届出は、「本人（候補者）届出」と「推せん届出」の二つの方法がありますが、どちらも期間内に文書で選挙長（役場選挙事務室）に届出なければなりません。

立候補届出の書類

選挙の当日、職務、業務の都合、所用のため旅行あるいは病気等のため自ら投票所に行き投票することができない人は、一定の手続きによって不在者投票ができます。不在者投票は、告示の日（八月一日）から投票日の前日（八月七日）までに行なってください。

また、身体に重度の障害がある者は、郵便による不在者投票することができますが、くわしくは

選挙運動

選挙運動ができる期間は、立候補届出が有効に受理されてから投票日までの二日間になります。

立候補届出の方法

立候補届出は、「本人（候補者）届出」と「推せん届出」の二つの方法がありますが、どちらも期間内に文書で選挙長（役場選挙事務室）に届出なければなりません。

立候補届出の書類

選挙の当日、職務、業務の都合、所用のため旅行あるいは病気等のため自ら投票所に行き投票することができない人は、一定の手続きによって不在者投票ができます。不在者投票は、告示の日（八月一日）から投票日の前日（八月七日）までに行なってください。

また、身体に重度の障害がある者は、郵便による不在者投票することができますが、くわしくは

立候補できる者

立候補の届出

選挙の当日、職務、業務の都合、所用のため旅行あるいは病気等のため自ら投票所に行き投票することができない人は、一定の手続きによって不在者投票ができます。不在者投票は、告示の日（八月一日）から投票日の前日（八月七日）までに行なってください。

また、身体に重度の障害がある者は、郵便による不在者投票することができますが、くわしくは